住所　千葉県習志野市袖ケ浦３丁目３番４－506号
ルマナ・イドリス　昭和58年11月24日生
住所　東京都大田区北糀谷１丁目10番10号
ラ・タォ・ピィ　平成７年11月８日生
住所　茨城県つくば市千現１丁目14番地21
明垠巴雅爾　昭和54年９月23日生
住所　富山県婦中町上小泉2049番地３
毛雪琦　昭和57年２月20日生
住所　愛知県豊橋市中野町字大原31番地
阮偉平　昭和59年10月13日生
住所　岐阜県関市戸田333番地１
マルコス・アラカキ・ダ・シルバ　昭和58年12月17日生
住所　岐阜県加茂郡富加町高畑908番地１
レアンドロ・アラカキ・ダ・シルバ　昭和57年８月24日生

**○法務省告示第二百五十五号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十九日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 有限会社蛸屋菓子店 | 栃木県小山市本郷町二丁目八番二十六号 | 食品加工 |

**○法務省告示第二百五十六号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十九日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表空港協力事業株式会社の項を削る。

第二号ロの表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 空港協力事業株式会社 | 千葉県成田市大清水二百三十五番地１ | 工業包装 |

**○法務省告示第二百五十七号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十六号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十九日

法務大臣　金田　勝年

第三号中「平成二十六年五月二日」を「平成二十九年五月十九日」に改める。

**○法務省告示第二百五十八号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十五号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十九日

法務大臣　金田　勝年

第三号中「平成二十六年五月二日」を「平成二十九年五月十九日」に改める。

**○法務省告示第二百五十九号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年二月二十日法務省告示第七十二号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十九日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 株式会社ハラダ製茶農園 | 静岡県島田市番生寺四百五十九番地の一 | 耕種農業 |

**○法務省告示第二百六十号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年四月十日法務省告示第二百七号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十九日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 株式会社丸サチ松永水産 | 北海道常呂郡佐呂間町字浜佐呂間二百五十二番地の九 | 非加熱性水産加工食品製造業 |

**○外務省告示第百七十二号**

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び平成二十九年外務省告示第百六十二号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十九年四月二十八日及び五月一日に行った決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号４（b）、第千三百三十三号８（c）、第千三百九十号２（a）、第千九百八十八号１（a）、第千九百八十九号１（a）、第千二百五十三号２（a）及び第二千二百五十五号１（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十九日

外務大臣　岸田　文雄

次の表により、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （別表）<br>1．～479.　［略］<br>480.　削除 | （別表）<br>1．～479.　［同左］<br>480.　アター・アブドゥルアジーズ・ラシード（別名：(a)アター・アブドゥル・アジーズ・バルジンギ(b)アブドゥルアジーズ・アター・ラシード（1973年12月１日出生））<br>ATA　ABDOULAZIZ　RASHID<br>(a.k.a.: (a)Ata Abdoul Aziz Barzingy (b)Abdoulaziz Ata Rashid, born 1 Dec. 1973) |